

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和2年2月28日(金) 午前9時30分から午前10時40分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席 15名、欠席 4名)】 出席委員：1番藤田一義委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番上原スミ子委員</p> <p>欠席：7番米原文明委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席 2名)】 出席委員：8番伊井一夫委員、12番小島隆委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席 17名)</p>
出席職員	舟本農業委員会事務局次長、水島同係長、伊藤同主査、小林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	14番 委員
	17番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No57～No65 9件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No47～No56 10件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No88～No105 18件
- 報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について
No809～No810 2件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No3022～No3024 3件
- 議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
No4004～No4007 4件
- 議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
No5058～No5059 2件
- 議 第4号 農用地利用集積計画案について
No552～No649 98件
- 議 第5号 農用地利用配分計画案に係る意見について
No25～No32 8件
- 議 第6号 農地法の規定による下限面積（別段の面積）の設定について

日程第4 その他

- ア 次回農業委員会の日程について
- イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、7番米原委員、11番福田委員、16番川合委員、19番樋口委員の4名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 また、本日は推進委員の8番伊井委員、12番小島委員からもご出席いただいています。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、14番伊藤委員及び17番川内委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 57番青海地区の件ですが、田海地内の1筆6.61㎡について、住宅敷地になっております。 58番能生谷地区の件ですが、中野口地内の14筆1,332㎡について、山林になっております。 59番能生谷地区の件ですが、中野口地内の5筆1,158㎡について、</p>

	<p>山林になっております。</p> <p>60 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の3筆 336 m²について、山林になっております。</p> <p>61 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の2筆 151 m²について、山林になっております。</p> <p>62 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の1筆 76 m²について、山林になっております。</p> <p>63 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の1筆 165 m²について、山林になっております。</p> <p>64 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の2筆 125 m²について、山林になっております。</p> <p>65 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の2筆 442 m²について、山林になっております。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長 水島係長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。3頁をご覧ください。</p> <p>47 番下早川地区の件ですが、東海地内の3筆 913 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>48 番下早川地区の件ですが、西塚、東塚地内の5筆 5,209 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>49 番下早川地区の件ですが、西塚地内の2筆 104 m²について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>50 番下早川地区の件ですが、東塚地内の1筆 839 m²について、高齢のため休耕するものです。</p> <p>51 番上早川地区の件ですが、越地内の2筆 135 m²について、耕作に不便なため休耕するものです。</p> <p>52 番上早川地区の件ですが、宮平地内の2筆 492 m²について、耕作</p>

	<p>に不便なため休耕するものです。</p> <p>53 番西海地区の件ですが、御前山地内の4筆1,592㎡について、耕作に不便なため休耕するものです。</p> <p>54 番能生地区の件ですが、能生地内の2筆713㎡について、高齢のため休耕するものです。</p> <p>55 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の1筆148㎡について、耕作に不便なため休耕するものです。</p> <p>56 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆682㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について></p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。5頁をご覧ください。</p> <p>88 番下早川地区の件ですが、五十原地内の1筆1,055㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>89 番下早川地区の件ですが、五十原地内の1筆1,009㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>90 番上早川地区の件ですが、大平地内の2筆2,089㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>91 番上早川地区の件ですが、大平地内の1筆58㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>92 番大和川地区の件ですが、大和川地内の3筆1,015㎡について、農地中間管理事業を活用するため解約し、その後は農地中間管理機構に貸し付けるものです。</p> <p>93 番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆1,506㎡について、農地中間管理事業を活用するため解約し、その後は農地中間管理機構に貸し付けるものです。</p>

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>94 番西海地区の件ですが、市野々地内の3筆4,504㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>95 番西海地区の件ですが、市野々地内の7筆8,913㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>96 番西海地区の件ですが、市野々地内の4筆4,348㎡について、農地集約ため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>97 番西海地区の件ですが、平牛地内の5筆7,234㎡について、農地中間管理事業を活用するため解約し、その後は農地中間管理機構に貸し付けるものです。</p> <p>98 番西海地区の件ですが、平牛地内の1筆380㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>99 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆2,473㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>100 番糸魚川地区の件ですが、一の宮2丁目地内の4筆2,013㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>101 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の2筆1,820㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>102 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆3,034㎡について、自作するため解約し、その後は自作するものです。</p> <p>103 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆751㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>104 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の2筆898㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>105 番木浦地区の件ですが、木浦地内の1筆1,357㎡について、労力不足ため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
---------------------	--

<p>議長 水島係長</p>	<p><報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について> 報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p>
<p>議長 6番松澤委員</p>	<p>説明いたします。9頁をご覧ください。 809番西海地区の件ですが、釜沢地内の4筆6,473㎡について、用途変更したいものです。申請人は、申請地が耕作に不便なため、畑として耕作したいものです。 810番西海地区の件ですが、平牛地内の2筆361㎡について、嵩上げしたいものです。地図No.1をご覧ください。場所は県道上町屋釜沢糸魚川線近くの場所です。申請人は、申請地が耕作に不便なため嵩上げし、畑として耕作したいものです。 以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長 6番松澤委員</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 809番の補足ですが、ここは圃場整備の場所なのですが、条件が良くなく昨年からは田としては利用しておらず、このたび畑にしたいというものです。申請者は、将来的には条件の良い場所では園芸をやっていきたくと計画を持っておられます。地元としても期待しておりますので是非頑張ってください。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p>日程第3＝付議事項 <議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。10頁をご覧ください。</p>

3022 番下早川地区の件ですが、田屋、道明、上覚地内の5筆5,654㎡について、贈与による所有権移転です。地図が3ページに分かれております。まず地図のNo.2をご覧ください。申請地は、農道田屋1号線と市道田屋東線に挟まれた場所になります。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、農道田屋3号線沿いの場所になります。地図のNo.4をご覧ください。申請地は市道下早川保育園裏通線の近くになります。申請人は、息子へ農地を譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3023 番根知地区の件ですが、栗山地内の1筆6,56㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、県道川尻小谷糸魚川線沿いになります。譲渡人が県外へ移住するため、現在耕作している譲受人へ農地を譲りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、西海地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3024 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の1筆317㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、市道下倉高倉線の近くになります。譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人と協議の上、譲り受けるものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。

議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。11頁をご覧ください。 4004番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆109.24㎡について、倉庫敷地のため転用したいものです。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、市道北向線沿いになります。申請人は、居宅以外に物置のスペースがなく不便なことから、自宅前の申請地に倉庫を建築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b(a)（住宅などが連たんしている区域）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 4005番根知地区の件ですが、栗山地内の1筆68㎡について、車庫敷地のため転用したいものです。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、県道川尻小谷糸魚川線沿いになります。申請人は、県道沿いにある申請地を昭和56年から車庫敷地として利用していましたが、農地法の許可を得ていなかったことが判明したため事後申請するものです。農地の区分は、カ(ア)（農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 4006番糸魚川地区の件ですが、蓮台寺1丁目地内の1筆156㎡について、倉庫敷地のため転用したいものです。地図のNo.8をご覧ください。申請地は、市道天神堂線沿いになります。申請人は、申請地を40年ほど前から倉庫として利用していたが、農地法の許可を得ていなかったこ</p>

	<p>とが判明したため事後申請するものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>4007 番糸魚川地区の件ですが、寺島1丁目地内の1筆112㎡について、境内地の敷地拡張のため転用したいものです。地図のNo.9をご覧ください。申請地は、円照寺へ続く道の脇になります。申請人は、参拝者の駐車場が不足しているため、平成12年に申請地を駐車場及び通路として整備したが、農地法の許可を得ていないことが判明したため事後申請するものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、準工業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について></p>
小林主査	<p>議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。12頁をご覧ください。</p>
	<p>5058 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆393㎡について、修理用車両置場のための、売買による所有権移転です。地図のNo.10をご覧ください。申請地は、県道西飛山能生線の南側の場所になります。申請人は、申請地の近隣で自動車修理業を営んでおり、現在、車両置場が不足しているため、申請地を譲り受け、修理用車両置場としたいものです。農地の区分は、カ(ア) (農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する</p>

	<p>確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5059 番青海地区の件ですが、今村新田地内の 1 筆 275 m²について、住宅敷地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.11をご覧ください。申請地は、市道ぬな川大坪線沿いになります。申請人は、現在借家に居住しており、子供の成長に伴い、両親が居住する近隣地である申請地を借り受け、住宅建築敷地としたいものです。農地の区分は、エ-（ア）-b-(c)（都市計画法の用途地域、第 1 種中高層住居専用地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第 4 号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第 4 号 農用地利用集積計画案について、98 件ございます。このうち、会議規則第 10 条の議事参与の制限に該当するものが 2 件ございます。まず、原委員の案件を先に審議しますので、原委員、退席をお願いします。</p> <p>〔原委員退室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。14 頁をご覧ください。</p> <p>558 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の 3 筆 6, 442 m²について、更新するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔原委員入室〕 続いて、園田委員の案件を審議しますので、園田委員、退席をお願いします。</p>
議長	<p>〔園田委員退室〕 事務局の説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。16 頁をご覧ください。 566 番西海地区の件ですが、平牛地内の 6 筆 5, 188 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔園田委員入室〕 その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。13 頁をご覧ください。 552 番下早川地区の件ですが、東海地内の 3 筆 3, 234 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。 553 番下早川地区の件ですが、四ツ屋、滝川原地内の 12 筆 9, 034. 84 m²について、更新するものです。 554 番下早川地区の件ですが、上出地内の 3 筆 666 m²について、更新するものです。 555 番下早川地区の件ですが、上出地内の 3 筆 1, 184 m²について、耕作者が移転となります。 556 番下早川地区の件ですが、東塚地内の 1 筆 1, 436 m²について、更新するものです。 557 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の 6 筆 4, 992 m²について、更新、借り受けて規模拡大を図るものです。</p>

559 番上早川地区の件ですが、砂場、北山地内の4筆1,446㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

560 番上早川地区の件ですが、砂場、北山地内の8筆6,584㎡について、更新するものです。

561 番上早川地区の件ですが、北山地内の1筆1,043㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

562 番西海地区の件ですが、釜沢地内の1筆808㎡について、更新するものです。

563 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆1,090㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

564 番西海地区の件ですが、水保地内の1筆450㎡について、更新するものです。

565 番西海地区の件ですが、平牛地内の1筆380㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

567 番糸魚川地区の件ですが、蓮台寺地内の4筆2,879㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

568 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の2筆1,820㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

569 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆1,882㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

570 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆782㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

571 番根知地区の件ですが、上野地内の2筆6,040㎡について、更新するものです。

572 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆2,985㎡について、更新するものです。

573 番根知地区の件ですが、蒲池地内の7筆3,381㎡について、更新するものです。

574 番根知地区の件ですが、大神堂地内の3筆2,873㎡について、更新するものです。

575 番今井地区の件ですが、中谷内地内の1筆3,038㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

576 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆507㎡について、借り

受けて規模拡大を図るものです。

577 番磯部地区の件ですが、徳合地内の2筆472㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

578 番磯部地区の件ですが、徳合地内の2筆2,229㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

579 番磯部地区の件ですが、徳合地内の2筆1,322㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

580 番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆1,972㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

581 番能生、能生谷地区の件ですが、能生、寺山地内の8筆1,828㎡について、更新するものです。

582 番能生、能生谷地区の件ですが、能生、大平寺地内の4筆2,443㎡について、更新するものです。

583 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の2筆2,575㎡について、更新するものです。

584 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆2,956㎡について、更新するものです。

585 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の2筆3,327㎡について、更新するものです。

586 番能生谷地区の件ですが、鶉石、小見地内の4筆6,369㎡について、更新するものです。

587 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆233㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

588 番能生谷地区の件ですが、小見地内の3筆2,373㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

589 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆2,304㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

590 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆751㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

591 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆239㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

592 番能生谷地区の件ですが、島道地内の6筆4,829㎡について、更新するものです。

593 番能生谷地区の件ですが、島道地内の2筆128㎡について、更新するものです。

594 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆893㎡について、更新するものです。

595 番能生谷地区の件ですが、柵口地内の10筆1,885㎡について、更新するものです。

596 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆388㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

597 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆2,215㎡について、更新するものです。

598 番能生谷地区の件ですが、川詰、東谷内地内の14筆5,376.44㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

599 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の2筆898㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

600 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の1筆586㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

601 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の2筆3,736㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

602 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の1筆262㎡について、更新するものです。

603 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の7筆1,333.52㎡について、更新するものです。

604 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の13筆4,307㎡について、更新、借り受けて規模拡大を図るものです。

605 番能生谷地区の件ですが、中野口、柱道地内の12筆1,226.95㎡について、更新するものです。

606 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆559㎡について、更新するものです。

607 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の2筆1,637㎡について、更新するものです。

608 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の2筆1,834㎡について、更新するものです。

609 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の3筆257㎡について、更

新するものです。

610 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の5筆2,404 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

611 番能生谷地区の件ですが、鷲尾地内の2筆672 m²について、更新するものです。

612 番能生谷地区の件ですが、鷲尾地内の3筆878 m²について、更新するものです。

613 番能生谷地区の件ですが、鷲尾地内の1筆204 m²について、更新するものです。

614 番能生谷地区の件ですが、大道寺地内の3筆5,927 m²について、更新するものです。

615 番木浦地区の件ですが、鬼舞地内の3筆262 m²について、更新するものです。

616 番青海地区の件ですが、須沢地内の5筆1,636 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

617 番青海地区の件ですが、須沢地内の7筆1,739 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

618 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆996 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。

619 番下早川、大和川地区の件ですが、田屋、梶屋敷地内の4筆4,898 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

620 番下早川地区の件ですが、四ツ屋、滝川原地内の3筆5,322 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

621 番下早川地区の件ですが、五十原地内の2筆991.34 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

622 番下早川地区の件ですが、五十原地内の1筆861 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

623 番下早川地区の件ですが、五十原地内の2筆2,377 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

624 番下早川、上早川地区の件ですが、五十原、宮平地内の3筆4,146 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるも

のです。

625 番上早川地区の件ですが、五十原地内の2筆1,229㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

626 番上早川地区の件ですが、越地内の4筆2,441㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

627 番上早川地区の件ですが、宮平、土塩地内の4筆1,997㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

628 番上早川地区の件ですが、宮平地内の3筆1,780㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

629 番上早川地区の件ですが、中野地内の2筆1,165㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

630 番上早川地区の件ですが、中野、土塩地内の3筆614㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

631 番上早川地区の件ですが、宮平、中野地内の2筆1,324㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

632 番上早川地区の件ですが、中野地内の3筆2,256㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

633 番上早川地区の件ですが、中野、土塩地内の2筆1,013㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

634 番上早川地区の件ですが、中野地内の3筆834㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

635 番上早川地区の件ですが、中野地内の1筆744㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

636 番上早川地区の件ですが、土塩、中川原新田、坪野地内の8筆9,252㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

637 番上早川地区の件ですが、坪野地内の5筆4,873㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

638 番上早川地区の件ですが、坪野地内の1筆783㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

	<p>639 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の8筆7,691㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>640 番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆2,934㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>641 番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆1,506㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>642 番大和川地区の件ですが、厚田地内の2筆7,019㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>643 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の2筆1,403㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>644 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の2筆2,215㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>645 番大和川地区の件ですが、大和川地内の3筆1,015㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>646 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆630㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>647 番西海地区の件ですが、川島地内の1筆2,903㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>648 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆2,025㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>649 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆3,708㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第5号 農用地利用配分計画案にかかる意見について> 議第5号 農用地利用配分計画案にかかる意見について、8件ござ</p>

<p>議長 伊藤主査</p>	<p>います。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが3件ございます。まず、大島委員の案件を先に審議しますので、大島委員、退席をお願いします。</p> <p>〔大島委員退室〕</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。36頁をご覧ください。</p> <p>25番下早川、上早川、大和川地区の件ですが、田屋、四ツ屋、五十原、滝川原、越、宮平、中川原新田、中野、坪野、土塩、梶屋敷地内の62筆52,518.34㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>〔大島委員入室〕</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、原委員の案件を審議しますので、原委員、退席をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔原委員退室〕</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。38頁をご覧ください。</p>
<p>議長</p>	<p>26番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の8筆7,691㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

議長	<p>〔原委員入室〕</p> <p>続いて、園田委員の案件を審議しますので、園田委員、退席をお願いします。</p>
議長 伊藤主査	<p>〔園田委員退室〕</p> <p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。39 頁をご覧ください。 27 番大和川地区の件ですが、大和川、厚田地内の 9 筆 13, 104 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 伊藤主査	<p>〔園田委員入室〕</p> <p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。 説明いたします。39 頁をご覧ください。</p>
	<p>28 番西海地区の件ですが、川島地内の 1 筆 2, 903 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>29 番西海地区の件ですが、真木地内の 3 筆 3, 113 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>30 番大野地区の件ですが、大野地内の 2 筆 2, 025 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>31 番根知地区の件ですが、東中地内の 2 筆 3, 708 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>32 番能生谷地区の件ですが、小見地内の 2 筆 3, 731 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第6号 農地法の規定による下限面積（別段の面積）の設定について></p>
議長	<p>議第6号 農用法の規定による下限面積（別段の面積）の設定について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。42頁をご覧ください。</p>
	<p>下限面積は、農地法により、農地取得後の経営面積が50aというのが通常の下限面積として設定されていますが、地域の実情に応じて農業委員会の判断で下限面積を引き下げることができますので、毎年糸魚川市農業委員会でも下限面積の設定をさせていただいております。今回、提示させていただいたのは、前回と変更ありません。参考資料をご覧ください。この面積を出すにあたって今の農家数が総農家数の概ね4割を切らないようにするということになっています。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p>
8番伊井推進委員	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
小林主査	<p>42ページの2番の農地法施行規則第17条2項に定める設定区域とは何ですか。</p>
	<p>こちらは、空き家に付随する農地のもので、以前1㎡区域に定めた区域になります。別表の関係上、こちらも載せさせていただきましたが、今回の案件は1番で、2番については以前に決めさせていただいたものです。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。続いて日程第4のその他に入ります。</p>

議長 議長	<p>日程第4＝その他</p> <p>ア 次期農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 3/30(月) 午前9：30～ 201・202 会議室 <p>イ その他</p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>
--------------	--